

周南市情報公開条例の一部を改正する条例制定について

周南市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月20日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市情報公開条例の一部を改正する条例

周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、写真、フィルム」を削る。

第7条第1号中「であって、」の次に「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により、」を加える。

第8条第2項中「のうち、」の次に「氏名、生年月日その他の」を加える。

第15条第1項中「、図画又は写真」を「又は図画」に改める。

第23条第1項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市情報公開条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画、写真、フィルム</u>及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）</u>であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作</u></p>

現行	改正案
<p>又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(公文書の部分開示)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第15条 公文書の開示は、<u>文書、図画又は写真</u>にあつては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあつてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案し</p>	<p><u>その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。</u>)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(公文書の部分開示)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、<u>氏名、生年月日その他の</u>特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第15条 公文書の開示は、<u>文書又は図画</u>にあつては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録にあつてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施</p>

現行

て実施機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。

2・3 (略)

(出資団体等の情報公開)

第23条 市から出資、出えん又は補助金等の交付（以下「出資等」という。）を受けた団体（以下「出資団体等」という。）は、当該出資等の公共性にかんがみ、当該出資団体等の保有する情報の公開に努めなければならない。

2・3 (略)

改正案

機関の規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。

2・3 (略)

(出資団体等の情報公開)

第23条 市から出資、出えん又は補助金等の交付（以下「出資等」という。）を受けた団体（以下「出資団体等」という。）は、当該出資等の公共性に鑑み、当該出資団体等の保有する情報の公開に努めなければならない。

2・3 (略)